

発表者名：佐藤 典久

所 属：株式会社メディカルトラスト 取締役事業部長

抄録タイトル：中国における日本企業赴任者に対する日常の健康管理の新しい取り組み

ご存知のように、日本国内の企業労働者に対する企業の“安全配慮義務”は年々厳しくな  
ってきておりますが、海外赴任者については“労働安全衛生法”等の日本国内法の対象外  
という事もあり、緊急時の医療対応を除いては手付かずの状態です。海外赴任者であって  
も、日本国内の社員と同様に生活習慣病対策をはじめとした「日常の健康管理」を提供出  
来ないものかと考え、新しい仕組みをスタートさせたのでご報告させていただきます。

各種の裁判事例や労災認定状況から、海外赴任時のストレスは日本国内の日常のストレ  
スと比較して 2 倍以上とも想定されますし“労働安全衛生法”のような基準がない分“安  
全配慮義務”は日本国内よりも範囲を広げて考えなければなりません。日本国内ではある  
程度私傷病として片付けられるような“持病の悪化”なども、海外勤務者では“業務起因  
性による労災”と認定される可能性が高いと想定されます。

つまり、企業にとって海外赴任者の健康管理は、日本国内の健康管理よりも広範囲かつ  
手厚いものにしなければならないということです。にもかかわらず、現状はその逆の状態  
です。

さて、弊社は、日本国内において全都道府県にまたがり約 250 のクリニック・診療所な  
どの医療機関と契約をして、大手企業の過重労働者医師面接や健康診断事後指導のサービ  
スなどの日常の健康管理業務をワンストップで提供しております。このサービスの形を基  
本に、今後は海外でも日常の健康相談や医師による面接を受けることができるようにして  
まいります。

手始めに、日本人赴任者が急増し、医療制度や考え方・文化が異なる中国での「日常の  
健康管理」をスタートさせました。日本の企業からの依頼があれば、中国国内で日本語が  
通じ、弊社が提案する日常の健康管理を請負ってくれる現地の提携医療機関と協力して、  
年間契約で海外赴任者とその家族の健康診断の事後指導や健康相談などを行ないます。

手付かずであった、海外赴任者の「日常の健康管理」の仕組みを中国でスタートさせま  
したので、その内容をご報告し、学会員のみなさまが関係されている海外進出企業や海外  
赴任者の方々への情報提供に役立てていただければ幸いです。

今後は、東京にある弊社の「海外健康管理室」を中心に東南アジアやインドなどへと「日  
常の健康管理」のサービスを提供出来る範囲を広げていきたいと思っておりますので、ご  
興味のある皆様のご協力を期待いたしております。